[評価結果の公表様式]

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名: 愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所

(認証番号:20地福第1389-1号)

訪問調査

平成23年1月11日(火)

実施日:

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人美和多福祉会	種別:(施設種別)保育所
(施設名) 美和多保育園	(基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)三輪田信子	定員(利用人数):370名
所 在 地:〒496-0902	TEL 0567-26-1230
愛知県愛西市須依町前田面157	

③総評

◇特に評価の高い点

昭和43年に設立された歴史ある社会福祉法人美和多福祉会は、愛西市の中心に近い閑静な住宅街の中にあり、名鉄佐屋駅から5分ほどの交通の便の良いところに位置している。定員370名という大規模な保育園として送迎バスを4台有し、市外からの利用者にも対応している。

園長先生は「スタートはちがってもゴールは一緒」の精神で子どもたちを見守り、育て、さらに多くのニーズに応えるべく保育サービスに統一性をもって展開している。

大規模な園として情報共有が課題かと思われるが、携帯電話やメールを駆使して職員間の連携や保護者への連絡等速やかに対応している。また、子ども一人ひとりを丁寧に保育できる複数担任制を実施している事も特徴的である。

◇改善を求められる点

中長期計画の裏づけとなる収支計画を策定することが望まれる。また、人事考課については客観性・公平性を高めて法人全体で取り組むことが望まれる。関係機関の一覧表の作成、掲示をするなどの工夫が望まれる。

保護者からの意見があった場合の対応やプライバシー保護等各種対応(行動)に関する書面としてのマニュアルを整備することが望ましい。また各種規程やマニュアルに関する説明(研修)を強化し、職員で協議または検討する機会を作ることが望まれる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

利用者アンケート結果から、大部分の保護者の皆様から一定の理解と評価を受けていることがわかりました。しかし、一部にはこちらの思いが十分に伝わらず、理解されていないことも判明しました。全ての利用者にどのように理解いただくかが、今後、園全体で取り組むべき課題と捉えております。

また、職員組織が効率的・効果的に機能するために情報の共有化を一層進めるとともに、報告・相談・連絡事項や指示事項等が的確に流れるシステムを構築したいと思います。

経験豊富な職員のリードでほぼ的確に保育実践ができていますが、全職員がさらに自信を持って対処できるよう、諸規程や対応マニュアルなどを理解する研修機会の充実に努めていきたいとも考えています。

いずれにいたしましても、今回の評価結果を真摯に受け止めまして、お子さま一人ひとりを大切に保育し、全園児が自信を持って小学校に入学できるよう、保育の更なる高みを目指していきたいと考えております。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念·基本方針

			第	三者	許価	結身	果
I -1	-(1) 理念、基本方針が確立されている。						
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。 保	(a		b		С
	Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。 保 :	2 (a		b		С
I -1	-(2) 理念、基本方針が周知されている。						
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。 保 :	3	а	•	b		С
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 保 4	ı	а		b		С

評価機関のコメント

理念、基本方針は明文化されているが、職員、利用者等への周知の方法を工夫されることが望まれる。

I-2 事業計画の策定

				角	三	者評価	結	果	
I -2	[-2-(1) 中·長期的なビジョンと計画が明確にされている。								
	I -2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	а	•	b		С	
	I -2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	а	•	b		С	
I -2	2-(2) 事業計画	動が適切に策定されている。							
	I -2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	а	•	b		O	
	I -2-(2)-(2)	事業計画が職員に周知されている。	保 8	а	•	b		С	
	I -2-(2)-(3)	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	а		b		С	

評価機関のコメント

中・長期計画は策定されているが、それに沿った収支計画を策定されることが望まれる。また、事業計画等を全職員、利用者を対象として周知される工夫が望まれる。

Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

				第	三者	香評 個	5括5	果			
I -3	Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。										
	I -3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	a		b		С			
	I -3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a		b		С			
I -3	3-(2) 管理者の)リーダーシップが発揮されている。									
	I -3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a		b		С			
	I -3-(2)-(2)	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	(a)		b		С			

評価機関のコメント

管理者は、保育の質の向上に積極的な取組みを示しており指導力を遺憾なく発揮している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

					第	三者	香評 個	話結	果
п-	1-(1) 経営環境	節の変化等に適切に対応している。							
	II -1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保	14	a		b		С
	II -1-(1)-2	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保	15	a		b		С
	II -1-(1)-(3)	外部監査が実施されている。	保	16	а		b		©

評価機関のコメント

経営状況の分析、改善など行い、採用計画を策定して複数担任制を敷くなど改善等工夫がされている。外部監査については今後検討していただきたい。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

					第	三君	皆評 征	結	果	
II -2	[-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。									
	II -2-(1)-(1)	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保	17	а		b		С	
	II -2-(1)-(2)	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保	18	а	•	b	•	С	
II -2	2-(2) 職員の勍	業状況に配慮がなされている。								
	II -2-(2)-(1)	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保	19	a		b	•	С	
	II -2-(2)-(2)	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保	20	a		b		С	

Ι	-2	2-(3) 職員の貿	夏の向上に向けた体制が確立されている。						
		II -2-(3)-(1)	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保	21	a	b	•	С
		II -2-(3)-(<u>2</u>)	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基 づいて具体的な取組が行われている。	保	22	a	b		С
		II -2-(3)-(3)	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保	23	a	b	•	С
I	-2	2-(4) 実習生の)受入れが適切に行われている。						
		II -2-(4)-(1)	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備 し、積極的な取り組みをしている。	保	24	a	b		С

評価機関のコメント

人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われることが望まれる。 就業状況の配慮はされており、職員の意向に沿った取り組みがされている。

Ⅱ-3 安全管理

				第	三者	計評 個	話結	果
П	-3-(1) 利用者の	D安全を確保するための取組が行われている。						
	II -3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	a		b		С
	II -3-(1)-(2)	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	a		b	•	С
	II -3-(1)-(3)	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職 員に通知している。	保 27	a	•	b		С
	II -3-(1)-4	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	a	•	b	•	C
	II -3-(1)-(5)	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	a	•	b	•	C
	II -3-(1)-6	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な 取組を行っている。	保 30	a		b		С
	II -3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	a	•	b		С
	II -3-(1)-8	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	a	•	b		С

評価機関のコメント

マニュアルも完備されており、防犯カメラの設置や警察との連携がしっかり取られている。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

				第	三者	皆評価	結	果
Ι	-4-(1) 地域との)関係が適切に確保されている。						
	II -4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	(a)	•	b	•	С
	II -4-(1)-(2)	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	(a)		b		С
	II-4-(1)-3	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立してい る。	保 35	а	•	b	•	С

II -4	4-(2) 関係機関	 との連携が確保されている。					
	II -4-(2)-(1)	必要な社会資源を明確にしている。	保	36	а	b	С
	II -4-(2)-(2)	関係機関等との連携が適切に行われている。	保	37	a	b	С
II -4	 4-(3) 地域の福	福祉向上のための取組を行っている。 					
	II -4-(3)-(1)	地域の福祉ニーズを把握している。	保	38	(a)	b	С
	II -4-(3)-(2)	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保	39	a	b	С

評価機関のコメント

子育て支援センターを実施して地域の福祉ニーズの把握に取組んでいる。 ボランティアの受入れもされているが、マニュアル等が不十分である。 必要な社会資源を明確にしているが掲示がされていないので、今後検討されることが望まれる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ−1 利用者本位の福祉サービス

				第	三君	皆評 征	話結り	果			
Ш-	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。										
	Ⅲ −1−(1)−①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組 を行っている。	保 40	a		b		С			
	Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備してい る。	保 41	а		b	•	С			
Ш-1	Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。										
	II -1-(2)-(1)	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	a		b		С			
ш	1-(3) 利用者だ	が意見等を述べやすい体制が確保されている。									
	Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	(a)	•	b	•	С			
	Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	a		b	•	С			
	Ⅲ −1−(3)−③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	а		b		С			

評価機関のコメント

利用者のプライバシー保護に関し適切に整備している。その上で、職員に対し周知を目的とした研修の実施が望まれる。 利用者(保護者)からの意見に対して迅速に対応しているが、対応マニュアルを整備が不十分である。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第	三者	舒評価	結具	果
ш-:	2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。						
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	а	•	b		O
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・ 改善計画を立て実施している。	保 47	а	•	b	•	С

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。									
	Ⅲ-2-(2)- ①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが 提供されている。	保 4	8	a	•	b		С
	Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 4	9	a		b		С
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。									
	Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 5	0	a		b	•	С
	Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 5	51	a	•	b	•	С
	III-2-(3)-(3)	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 5	52	a		b		С

評価機関のコメント

サービス内容について、評価及び改善が適切になされているが、随時実施のため定期的に行うことが望まれる。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

					第三者評価結果				
Ш-	Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。								
	Ⅲ -3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 5	3 (8	<u>a</u>)		b	•	С
	Ⅲ -3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 5	4 (<u>a</u>)		b	•	С
Ш-	Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。								
	III-3-(2)-(1)	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮し た対応を行っている。	保 5	5 (8	3)		b		С

評価機関のコメント

入園希望者または見学希望者に対し、常に一人ひとりへの対応とし丁寧に説明している。この点について特に評価できる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果			果				
III – 4	Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。								
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。 保 56	a		b	•	С			
III – 4	Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。								
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。 保 57	a		b	•	С			
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。 保 58	a		b		С			

評価機関のコメント

サービス計画について、統一された様式と手順によって適切にアセスメント及び策定がなされている。

保育の固有サービス **Ⅲ**-5

				第	三君	皆評 個	話結	 果
Ⅲ-5-	-(1) 健康管理	l・食事サービスが適切に行われている。						
	Ⅲ -5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども 一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	(a)		b		С
	Ⅲ -5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを 保育に反映させている。	保 60	(a)	•	b	•	С
	Ⅲ -5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	a	•	b		С
	Ⅲ -5-(1)- ④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	a		b		С
	Ⅲ -5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	a		b	•	С
	Ⅲ -5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	(a)		b		С
Ⅲ −5-	-(2) 保育環境	が適切に整備されている。						
	Ⅲ -5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	(a)		b		С
	Ⅲ -5-(2)- ②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	(a)	•	b	•	С
Ⅲ −5-	-(3) 保育内容	『が適切に行われている。						
	Ⅲ -5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	(a)		b	•	С
	Ⅲ -5-(3)- ②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況 に応じて対処している。	保 68	a		b		С
	Ⅲ -5-(3)- ③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	(a)		b		С
	Ⅲ -5-(3)- ④	身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	(a)		b		С
	Ⅲ -5-(3)- ⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	(a)		b		С
	Ⅲ -5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	(a)		b		С
	Ⅲ -5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73	a		b		С
	Ⅲ -5-(3)- ⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	а		b	•	С
	Ⅲ -5-(3)- ⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	(a)		b		С
	III-5-(3)-10	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	(a)		b		С
	III-5-(3)-(1)	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	(a)		b		С
	Ⅲ -5-(3)- ①	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との 関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当				
Ⅲ −5-	-(4) 入所児童	をの保護者の育児支援が適切に行われている。						
	Ⅲ -5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	(a)	·	b	•	С
	Ⅲ -5-(4)- ②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	(a)		b		С
	Ⅲ -5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報 が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	a		b	•	С
	Ⅲ -5-(4)- ④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、 児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	a	•	b	•	С

評価機関のコメント

利用者一人一人の健康管理や保育環境等現場保育に関し、方針に則り丁寧かつ適切に実施されている。 利用者に対して、いろいろな体験が出来るようサービスのメニューが用意されている。 利用者数が多いために困難は要するが、個別面談の機会を増やせるよう積極的な取り組みが望まれる。